#### menu

| 1.  | 人身の自由   | 1 |
|-----|---------|---|
| 2.  | 手続的保障   | 1 |
| 3.  | 国民の三大義務 | 4 |
| 4.  | 政治参加の権利 |   |
| 5.  | 損害賠償請求権 |   |
| 6.  | 統治機構    |   |
| 7.  | 国会      | 5 |
| 8.  | 内閣      | 7 |
| 9.  | 裁判所     | 8 |
| 10. | 財政      | 8 |
| 11. | 地方自治    | 9 |
| 12. | 憲法改正    | 9 |
| 13. | 裁判員制度   |   |

## 1. 人身の自由

### 1.1. 人身の自由

別名: **身体的自由**。大きく分けて、第 18条(<mark>奴隷的拘束</mark>及び<mark>苦役</mark>からの自由)と<mark>手続的保障</mark>に分けられる。

22条2項:外国移住、及び国籍離脱の自由も含めることがある。

ただし、<mark>経済的自由</mark>に分類される、22条1項の居住・移転の自由も、もちろん人身の自由としての意味を持ち合わせる(居住・移転の自由だけでなく、多くの権利・自由が複合的な意味を持ち合わせているが、歴史的な役割・経緯から分類が行われる。居住・移転の自由は、精神的自由の意味も持ち合わせている。憲法上の条文の並びを見よ)。

#### 1.2. 奴隷的拘束及び苦役からの自由

奴隷的な拘束や、苦役はあってはならない。

通常、憲法の規定は<mark>国</mark>(王・国家権力)に対して、様々なことを命じているが、この規定は<mark>市民</mark>(私人)にも<mark>直接適用</mark>される。ただし、処罰としての行われるものは除かれる。懲役:労務付き、禁固:労務なし。現在においてもなお、特に外国人労働者に対して劣悪な環境に住まわせ、過酷な労働をさせている場合があるが、これは許されない。「たこ部屋」と呼ばれたりする。

### 2. 手続的保障

### 2.1. 手続的保障の意義

実体的保障:表現の自由や財産権、そのもの、実体(中身)。

手続的保障:実体的保障を手続きを保障することによって、側面から保護しようとする。

自由や権利を侵害する可能性のある処置の手続きをしっかり定め、基準通りに処置を行うことによって、自由や権利が不要に侵害されることを防ぐ:英米法的な考え方。

手続きと実体の両方で、人権がきちんと保障されると考える。

#### 2.2. 手続的保障の中心は、刑事手続き

最も国が危険な存在として現れるのが、<mark>刑事</mark>手続き:正しいことをしていると言って、人の命まで奪える。 憲法の約30箇条の人権規定のうち、3分の1を手続的保障が占める:非常に大切。

### 2.3. 31条:基本の条文

(法の) 適正手続(due process (of law):よく「デュー・プロセス」と呼ばれる)の保障を定めている。

刑事手続だけでなく、少なくとも不利益を課すような行政手続にも適用される。

行政手続法を参照のこと(特に、行政指導、収用など)。

刑事事件について: 罪刑法定主義を定めているとされる。

ミランダ原則:アメリカでの原則

黙秘権、証言の不利益扱いの可能性、弁護人選任権の告知なき逮捕は、違法。

### 2.4. 基礎知識

裁判には、大きく分けて民事裁判と刑事裁判がある。訴訟、事件などとも呼ばれる。

民事訴訟:民法、商法などの問題を扱う:民事訴訟法に手続きが定められている。

刑事訴訟:刑法やその特別法の罪を裁く:刑事訴訟法に手続きが定められている+裁判員法。

行政訴訟:民事訴訟の一種:特別法たる行政事件訴訟法が特別な部分を定める→残りは民事訴訟法。

### 2.5. 罪刑法定主義

「どのような行為がどんな罪となって、どのくらい罰せられるかは予め定められていなければならない」という、刑法の大原則。

私たちは、予めどのような行為をすれば罰せられるか、またその刑罰はどれくらいかを知っていなければ、何が許されるのかが分からず、自由に動くことが出来ず、身動きがとれなくなる。それどころか、罰せられることを恐れて、どんどん萎縮してしまい、何も出来なくなってしまう。ここから、法文の明確さが求められる。事後法の禁止(遡及処罰の禁止:39条)、一事不再理(39条)は、派生原理の具体化。

### 2.6. 憲法上明記されていない原則

\*疑わしきは、被告人の利益に:刑事裁判の原則。

\*法の不知は、これを許さず:「知らなかった」は、通じない。

### 2.7. 新聞·TV用語

刑事手続では、

× 容疑者 → O 被疑者

× 被告 → O <u>被告人</u>

「被告」は、民事手続での使い方。

民事手続では、原告(訴えた方)と被告(訴えられた方)

刑事手続では、処罰を求めるのが検察、裁かれるのが被告人。

被疑者が、起訴される(裁判手続に入る)と被告人と呼び名が変わる。

#### 2.8. 自白から証拠へ

刑事裁判で、何が主導的役割を果たすか。

江戸時代:お白州 → 自白中心 → 取り調べ:拷問をしてでも自白を追い求める。

現代: 証拠中心 → 自白の証拠能力の制限(38条3項)、拷問などの禁止(36条)。

### 2.9. 裁判官から当事者へ

刑事裁判で、誰が主導的役割を果たすか。

江戸時代:お白州 → 奉行(裁判官)中心 :弁護人はどこにいる?

戦前 :職権主義が中心 → 裁判官がリードしていく。

現代 : 当事者主義 → 当事者(被告人、弁護人、検察)の主張を中心に進める。

### 2.10. 二つの「裁判を受ける権利」

「裁判を受ける権利」:32条は、刑事裁判だけでなく、民事、行政裁判なども含めた裁判を受ける権利。 37条1項:刑事被告人の公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利:刑事事件のみ二重かつ厳重。 (裁判を受ける権利は、その他の権利に分類されることが多いが、ここに入れておく)

### 2.11. 令状主義

現行犯を除いては、権限を有する司法官憲(裁判官)が発した令状がないと

33条:逮捕できない:犯罪の明示のある令状。

35条: 捜索、押収できない:場所、物の明示のある令状。

現行犯は、誰でも逮捕できる:刑事訴訟法 213 条。

現行犯とは=刑事訴訟法 212 条(準現行犯というものへと拡張されている)。

国会議員(50条)及び大臣(75条)の特権でも、現行犯は特権の例外とされる。

もちろん、きちんとした手続きが踏まれていない逮捕などは、違法である。

## 2.12. 抑留、拘禁

34条:抑留、拘禁:正当な理由があり、弁護人依頼権が与えられ、理由の明示されることが必要。

### 2.13. 別件逮捕

本命(殺人など)の取り調べのため、他のより逮捕しやすい軽い罪(死体遺棄、道交法違反)で逮捕し、 勾留し、取り調べを行うこと。多用されるが、勾留や取り調べが長期に行われることになる。

### 2.14. 36条

公務員による、拷問の禁止 → 自白を中心とせず、証拠を中心とする。

**残虐な刑罰**の禁止 → 死刑が問題となる:死刑の可否、死刑の方法、死刑までの拘留など論点多数。

## 2.15. 刑事被告人の権利

「被告人」となっているのであるから、起訴されてからの権利である→被疑者にはない。

\*37条1項:公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利

\*37条2項:証人喚問権:強制的に、公費で証人を喚問できる

\*37条3項: 弁護人依頼権(see. 34条)

自らつけることが出来ない場合は、「国選弁護人」

cf. <mark>裁判員裁判</mark>の開始 → 裁判員裁判の行われる事件につき、「国選弁護人」の被疑者への<mark>拡大</mark>。 (裁判員制度、被害者参加制度などについては、別に。)ただし、法律のレベル。

### 2.16. 黙秘権

38条1項:自己に不利益な証言を強要されない → 一切の黙秘も認められるべき(▲現実は違う)。 自白中心主義から証拠中心主義へ。

### 2.17. 自白の証拠能力の制限

自白中心から、証拠中心の裁判へ:実際の裁判では、自白の任意性が多く問題となる。

\*38条2項:強制、拷問、脅迫、不当に長い抑留・拘禁による自白は、証拠と出来ない。

36条で、公務員による拷問を禁止している。

\*38条3項: 自己負責の禁止: 自己に不利益な<mark>唯一の証拠</mark>が、自白である場合、<mark>有罪</mark>とされない。

### 2.18. 39条

\*|事後法|(遡及処罰)の禁止:後で出来た法律で、処罰することは出来ない → |罪刑法定|主義

\*一事不再理:一度無罪とされた行為については、処罰されない。

\* 二重処罰の禁止:同一の犯罪について、2 度処罰されない。

## 2.19. 刑事補償

40条:抑留または拘禁された後、無罪となった → 補償:刑事補償法

賠償 → 損害賠償 → 不法(違法)行為による損害の賠償:17条

補償 → 損失補償 → 適法な行為による特別な犠牲に対する補償:29条3項

# 3. 国民の三大義務

## 3.1. 教育を受けさせる義務: 26条

保護する子女に「教育を受けさせる義務」がある。子ともには、「教育を受ける権利」がある。

#### 3.2. 勤労の義務: 27条

強制的に労働させることは出来ない。勤労の権利もある。

ただし、理由無くNEETで、生活が苦しいからと言って、生活保護はもらえないだろう。

生活保護法4条1項に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とある。

### 3.3. 納税の義務

租税法律主義(84条)が、法律によらなければ税金をかけ、変更することができないとして、歯止めをかける。市民が国会を通じてコントロール出来るようになっている。(30条も)

## 4. 政治参加の権利

### 4.1. 政治参加の権利

一般には、<mark>参政権</mark>と言われるが、広い意味では、表現の自由(表現の自由の四つの機能を見よ)や、請願権(16条)などを含めてこう呼ばれる。

公務員の選定・罷免権(15条)のほか、多くの規定は、統治機構(41条以下)に。

### 4.2. 根本

国民主権:この国の最終意思を決定するのは、国民(市民)である。

### 4.3. 公務員の選定・罷免権

すべての公務員が、直接国民によって選定・罷免されなければならないという意味ではなく、最終的に、間接的にであれ(市長による任命など)、国民の意思によって選定・罷免されることが求められる。 憲法上の規定

### 【選任】

\*43条: 国会議員

\*93条2項:地方自治体の長、地方議会議員、法律の定めるその他の吏員

## 【罷免】

\*79条: 最高裁判所裁判官の国民審査

\*なお、16条の請願による罷免請求は可能

\*地方自治法76条以下:地方自治体の長、地方議会議員のリコール制度

### 4.4. 請願権

16条

封建時代、直訴は許されなかった。現在は、許され、かつ請願をしたことによる<mark>差別的待遇</mark>が禁じられる。よく、知事などに「要望書」「意見書」などが出されるが、同じ。

受け取ること、差別的待遇をしないことは保障されるが、回答や対処は保障されない。

公務員の罷免や、法令の制定・改廃を訴えることができ、政治参加の権利としての役割も持つ。

### 5. 損害賠償請求権

17条

王は、誤りを犯さず、賠償をする必要がないとされていた。

国家賠償法:国及び地方公共団体などへの損害賠償を整備:民法上の不法行為責任(709条以下)よ

り広範囲に補償が行われる。

cf. 損失補償: 29条3項、刑事補償: 40条

### 6. 統治機構

!!憲法の条文を読むだけでは分からない部分のみ!!(eg.衆議院の優越は、掲載なし)

#### 6.1. 統治機構

統治のシステムを定めたものをいう。

通常の憲法は、統治機構+人権(宣言:カタログ)

統治機構をしつかり定め、うまく動かすことにより、人権侵害を防ぐ。

三権分立も、権力の集中による人権侵害への危惧から取られているシステム。

see アメリカ合衆国憲法:制定当時(1788年)、統治機構の部分のみ。

統治機構をしっかり定め、(民主主義を)うまく動かせば、人権侵害は無いと考えられた。 すぐ(1789年可決、1791年発効)に、人権部分の最初の10箇条の修正条項が追加された。 連邦憲法であることに注意(各州はそれぞれに人権宣言を含む憲法を持つ)。

#### 6.2. 三権分立



#### 6.3. 議院内閣制

日本国憲法は、議院内閣制

議院内閣制:議院と内閣が密接な関係

eg.内閣総理大臣と過半数の国務大臣は国会議員の中から:68条

内閣の国会に対する連帯責任:66条3項

cf. 大統領制:議会議員とは全く別に大統領が選挙される:独立:大統領に権限が集中することが多い

## 7. 国会

#### 7.1. 国会と議院

国会=参議院+衆議院(二つをまとめて)

議院=それぞれの議院(参議院)あるいは衆議院)

#### 7.2. 国権の最高機関

憲法の文言上、三権の頂点:国権の最高機関(41条):国会中心=国民の代表

### 7.3. 唯一の立法機関

- (1) 国会だけで法律を作ることが出来る+(2)他の機関は作ることが出来ない
  - (1) 例外: 地方特別法の住民投票(95条)
  - (2) 例外: <mark>議院</mark>規則(58条2項)、<mark>裁判所</mark>規則(77条)、条例(94条2項:法律の範囲内で)、そのほか法律の下位の命令・規則など(73条6号:政令など)。

#### 7.4. 議員定数

議員定数:公職選挙法4条(改正が多いため、空欄:調べておくこと)。

| 衆議院:小選挙区 | +比例代表  | - |   |
|----------|--------|---|---|
| 参議院:選挙区  | + 比例代表 |   | 0 |

#### 7.5. 任期

衆議院:45条:4年、ただし解散あり(45条、69条、7条3号)。

参議院:46条:6年、ただし<mark>3年ごとに半数改選</mark>。

### 7.6. 多様な意見の反映

なぜ、二院制が採られ、このように選挙制度も任期も両院で異なるのか? 市民の多様な意見を反映させるため、異なったタイミング、異なった方法で選挙が行われる。

### 7.7. 国会議員の特権

\*相当額の歳費の保障:49条

\*不逮捕特権:50条:会期中不逮捕、議院の要求=>会期中釈放、現行犯を除く(国会法100条)

\*発言・表決の無責任:51条:演説、討論、表決につき、院外で責任を問われない

なぜ、国会議員に特権が与えられているのか?

主権者たる国民(市民)の代表であり、市民の意思を国会に伝えるパイプ役。

eg.地域問題で、その地域の代表がいないと、その地域が不利になる場合がある。

cf.「全国民」の「代表」(43条1項)でもあるので、自らの選挙区だけの利益を追ってはならないはず。。。

see.議員失職について「議員の注意すべき権限」、一票の格差

### 7.8. 衆議院の優越(まとめておくこと)

法律案:

予算案:

条約の承認:

内閣総理大臣の指名:

#### 7.9. 議院の注意すべき権限

【議院の自律(それぞれの議院が、それぞれ行う)】

\*議員の資格争訟:55条(失職させるには、出席議員の三分の二以上の賛成)

\*秘密会および会議録:57条

\*議長等の選任、規則制定、懲罰(除名には、出席議員の三分の二以上の賛成):58条

なぜ、議員を辞めさせるためには、出席議員の三分の二以上の賛成が必要か?

その地域の代表が、いなくなると、その地域に不利益になる可能性があるなど、市民と国会の<mark>パイプ</mark>が切れるから。

see.議員の特権、一票の格差

### 【国政調査権】

国政調査権:62条:それぞれの議院が持っている:政策を立案・決定するため。

ただし、他の2権、特に司法権の独立は侵害してはならない:個別事件の量刑へのコミットなど。

# 【参議院にのみあるもの】

緊急集会:54条3項:衆議院解散中

### 【そのほか】

\*国務大臣の議員出席の権利と、義務:63条

\*裁判官の弾劾裁判所:64条:両議員の議員で構成:裁判官弾劾法

### 7.10. 一票の格差

### 【一票の格差とは】

選挙区を作成する場合、地域的なまとまりを考慮に入れると、人口密度により不均衡が現れる。議員を国民(市民)の意思を議会に伝えるパイプ役と考えるとわかりやすい。もちろん平等の問題でもある。

議会 代表: 1 1 ↑ ↑ 選挙区民:100人 1000人

一票の価値に、10倍の差がつく。A町の選挙区民は議会に100分の1の発言権があるのに対して、B町の選挙区民は議会に1000分の1の発言権があるに過ぎない。一票の価値に10倍の差が存在することになる。

## 【学説】

学説では、一人一票の原則を超える2倍を限度にするものが有力。

ただし、これも離島などの特別区を考える必要がある:代表が存在しない=発言権なし:いやなもの (ゴミ処理場や原発など)を押しつけられる可能性が出てくる。

## 【判例】

最高裁:衆議院で3倍以下、参議院で5倍から7倍と考えている?

衆議院と参議院は、違憲の基準が異なって良いとされているはなぜか?

衆議院と参議院では、選挙のタイミング、選挙制度などを変え、国民(市民)の多様な意見をくみ取ろうとしている:衆議院は全国的な代表とされる一方、参議院は、地域代表や職能代表という性格を持つとされる:よって、参議院は若干緩和される。

### 8. 内閣

# 8.1. 行政と行政権

行政権を統括:65条

行政とは?:国の作用のうち、立法と司法を除いたもの(控除説):行政の拡大:行政国家化

### 8.2. 内閣と内閣一体

明治憲法:内閣総理大臣=同輩中の主席

日本国憲法:内閣総理大臣=首長:大臣を任意に任命・罷免できる:68条、特に2項(罷免)

内閣総理大臣と意見を異にする者は、罷免する: 内閣は内閣総理大臣の組織: 一体: 全員一致(多数 決ではない)

内閣総理大臣が欠けたとき: 70条: 内閣は<mark>総辞職</mark>(一体であるから)

衆議院議員総選挙の後の最初の国会召集:70条:内閣は総辞職(総理大臣が選び直される)

次の内閣総理大臣が任命されるまで、旧内閣が職務遂行:71条

### 8.3. 文民

66条2項: 内閣総理大臣及び国務大臣は、文民でなければならない: 軍人であってはならない。 元軍人も許されない: 自衛官は、許されない(lacktriangle)。

### 8.4. 衆議院の解散

### 【69条解散】

内閣「<mark>不</mark>」信任案が衆議院で「<mark>可</mark>」決されたときだけではなく、内閣「<u>信任</u>」案が「<u>否</u>」決されたときも :69条:要するに内閣が認められなかったとき:衆議院の解散か総辞職。

## 【7条解散】

69条の場合だけでなく、天皇の<mark>国事行為</mark>を定める7条の3号に「衆議院を解散すること」とあり、この 国事行為に<mark>助言と承認</mark>を与える(実質的に決定する)のは、内閣であることから、内閣は<mark>自由に</mark>衆議院を解散することが出来るとされている。実際には7条解散が多い。 see.参議院の緊急集会

#### 8.5. 注意すべき内閣の職権:73条

【外交】73条2号、3号

条約を結ぶのは、内閣:国会の承認が必要:衆議院の優越:61条

### 【予算】73条5号

予算案は、<mark>内閣</mark>が作成し、国会に提出:内閣の<mark>専権</mark>事項とされている:国会議員は、提出できない:国会による修正にも<mark>限界がある</mark>。

## 【政令制定】73条6号

法律の委任無くして、罰則は設けられない

### 8.6. 国務大臣の特権

在任中、内閣総理大臣の同意が無い限り訴追されない:75条。

see.国会議員の特権

# 9. 裁判所

#### 9.1. 裁判所

\*最高裁判所:長官1+14=15

規則制定権を持つ

国民審査:最初と10年ごと衆議院選挙にあわせ:×を書かなければ信任:罷免されたことがない

- \*下級裁判所:高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所、知的財産高等裁判所
- \*特別裁判所の禁止:76条2項: 行政裁判所、軍事法廷などは許されない
- \*行政機関は終審として裁判できない:76条2項:海難審判など:最終裁判所に訴えられるものは良い。

### 9.2. 司法権の独立

司法権の独立=司法権の独立(三権分立)+裁判官の独立(ひとりひとりの独立)

### 9.3. 裁判官の独立

\*76条3項:「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」:良心は、裁判官としての職業的な良心。

国会も、上位の裁判官も個別の裁判について、裁判官に指示はできない。

- \*心身の故障による裁判、弾劾裁判(国会内:64条)に寄らなければ罷免されない:78条
- \*報酬の保障: 定期に、しかも在任中減額されない: 最高裁: 79条6項、下級裁判所: 80条2項
- \*下級裁判所裁判官、任期10年:再任されることが出来る:原則再任される(▲)

## 9.4. 司法審査制(違憲立法審査制)

- \*国の行っていることが、憲法に適合するかどうかを決定する権限を裁判所が持っている。
- \*最高裁判所だけでなく、下級裁判所も持っている。
- \*憲法の最高法規性:98条
- \*司法審査制の種類

ドイツ・オーストリア型:抽象的審査制:憲法裁判所がある

アメリカ型: 具体的(付随的)審査制:普通の裁判所が具体的事件の中で審査:日本

\*違憲判決が出ても、基本はその事件だけ:法律は国会が改廃しなければならない see.尊属殺重罰事件、堀木訴訟

### 10. 財政

# 10.1. 国会による統制

財政は、主に<mark>国会</mark>が統制する:83条:国の財政は、<mark>国会</mark>の議決に基づく。

\*予算:作成、提出は、内閣

しかし、国会の議決が必要(73条5号、86条、60条:衆議院の優越:予算先議も)。

- \*租税法律主義:30条・84条:「代表無くして課税無し」
- \*予備費:87条、支出は内閣が決定するが、国会の承認が必要:2項
- \*皇室財産:88条
- \*会計検査院の検査、内閣による国会への報告:90条、91条

# 10.2. 公の財産の支出制限

89条:特に政教分離との関係:津地鎮祭事件

### 【メモ】

### 11. 地方自治

### 11.1. 地方自治の本旨

92条:団体自治(中央から独立して自治を行う)+住民自治(その住民が自治を行う)

直接選挙:地方議会議員だけでなく、地方公共団体の長は直接に住民が選挙 cf.内閣総理大臣

### 11.2. 条例制定権

94条: 法律の範囲内で条例を作成できる: 環境関係など例外あり

以下の二つも認められている:住民の代表である地方議会が定めているから

横出し条例:eg.規制されていない排気物質などを規制

上積み条例:eg 規制を法律より厳しくする

### 12. 憲法改正

復習プリントなども訂正しておくこと!!

### 12.1. 憲法改正手続き

96条:各議院の「総」議員三分の二以上+国民投票

国民投票法:選挙権の年齢18才:現在他のものと合わせるため暫定的に20才

### 12.2. 改正の限界

少なくとも、憲法の三大原理(国民主権、平和主義、基本的人権の尊重)を変更はできない。

これ(特に国民主権)を超えると、改正ではなく、廃止と新しい憲法の制定

### 12.3. 解釈改憲

平和主義について:自衛隊は9条の禁ずるものでは無い、個別的自衛権は認められるなど、解釈により 憲法の意味を変更していくこと。

憲法の意味をなくす危険がある。

## 13. 裁判員制度

別紙参照

裁判員制度の紹介: http://www.saibanin.courts.go.jp/

裁判員法 : http://law.e-gov.go.jp/announce/H16HO063.html

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」

2004年5月21日成立

2004年5月28日公布

2009年5月21日施行

\*刑事裁判の民主的統制をはかる目的:裁判官は一般市民から遠すぎる?

より国民の理解しやすい裁判を実現するため?

\*国民の「感情」に合わない「冷たい」裁判を「改善」? : 国民の「意思」ではなく「感情」の反映?

#### 1.1 二つの裁判方式

市民による刑事裁判への参加には、大きく分けて<mark>陪審制と参審制</mark>がある。 日本で2009年から導入された裁判員裁判は、参審制に近いとされる。

#### 1.2 限定

重大な事件にのみで裁判員裁判が行われる。

#### 1.3 参加の範囲

有罪・無罪だけでなく、量刑も行う。